

農協改革に関する意見書

平成26年6月、政府は「規制改革実施計画」を閣議決定し、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂して、JAに対し、農業の成長産業化に向けた改革の推進を要請した。

これを受け、JAグループ高知では、「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」、「地域の活性化」を基本目標とする自己改革に取り組み、高知県の産業振興計画でも掲げている環境制御技術の導入・普及拡大、担い手の確保・人材育成、農畜産物の販売拡大など着実に成果を上げるとともに、環太平洋パートナーシップ協定や日EU経済連携協定の発効など、地域農業を取り巻く環境の変化を見据え、今後とも「持続可能な高知県農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現のため、さらなる自己改革を進めるとしている。

JAは、農畜産物の販売、生産資材の購買、営農指導等を通じて組合員の農業所得の増大を図るとともに、信用、共済、生活店舗、老人福祉等の生活に密着した事業を展開して、地域住民の暮らしを支える生活インフラとしての役割も果たしてきた。少子高齢化や人口減少が進展する中で、今後ともJAには、県、市町村、関係機関とともに地域の農業を守り暮らしを支える役割が期待される。

しかし、改正農協法では、政府が農協改革の実施状況や組合員のJA事業の利用状況を令和3年3月まで調査し、准組合員の利用規制のあり方について検討すると定めており、准組合員制度や信用事業のあり方によっては、JAの経営基盤に重大な影響を及ぼし、これまで地域で担ってきた役割を果たせなくなるとの懸念もある。

よって、国におかれては、次の事項につき、実現されるよう強く要望する。

- 1 准組合員の事業利用に関する規制については、行わないこと。
- 2 農協改革は、組合員の意見に基づくJAの自主的な改革をさらに後押しする観点で進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 桑 名 龍 吾

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣
(地方創生規制改革)

様